区民委員会資料令和5年7月3日地域振興部戸籍住民課

## 第58号議案 品川区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

# 1 趣 旨

マイナンバーカード取得後、約5年後に電子証明書が失効するため、区役所等に来庁し更新手続きをする必要がある。今後、手続き可能な窓口を拡大し区 民の利便性を高めるため、電子証明書更新等の業務を荏原郵便局に委託する。

2 マイナンバーカード交付件数と交付率(令和5年5月末現在)

交付枚数 278, 294件 交付率 68.9%

3 現在の手続き可能場所

区役所、目黒サービスコーナー

※7月3日(月)から品川第一、大崎第一、大井第一、荏原第一・第四、 八潮地域センターで実施 計8カ所

## 4 荏原郵便局に委託する業務

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」の一部 改正により、新たに郵便局取扱事務に規定された業務

- (1) 電子証明書の発行および更新
- (2) 暗証番号の初期化および再設定

### 5 指定する期間

令和5年9月20日(水)から令和6年3月31日(日)まで ※次年度以降、本委託事務を双方で廃止する旨の意思表示をしない限り、 1年ごとに延長

6 予算額 2,933千円

(内訳)業務委託費2,536千円連絡用端末設置費97千円広報費300千円

#### 7 周知方法

広報しながわ(8月21日号)、区ホームページ、SNS等

#### 8 スケジュール

令和5年7月 第二回定例会議決

8月 委託契約締結、端末設置完了、郵便局員研修

9月 業務開始